

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針
～当面5年間(令和元年～令和5年)の考え方～

新 得 町

本町の森林面積は約 93,700 ヘクタールで、総面積の 88%を占めており、その内町有林は約 3,600 ヘクタール、町有林を除く一般民有林(私有林等)は約 6,200 ヘクタールあります。

町では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業予算や町単独予算などにより森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。このため、本町では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取り組みを計画的かつ効果的に進めます。

1 森林整備の推進

本町の私有林等は、森林法に基づく森林経営計画を作成し、森林所有者自らが整備を進めている森林は 83%(全国:30%)を占めており、計画的な森林の整備が進められています。一部整備が行き届かない森林の所有者に対しては、意向調査を実施し適切な森林管理を働きかけます。また、林地災害の未然防止、間伐・皆伐作業を円滑に進めるための作業道維持・補修を実施します。

2 人材育成・担い手確保

本町において、北海道林業事業体登録制度に登録し、森林整備事業を実施している事業者は森林組合、民間事業者4社ありますが、就業者の高齢化の進行に加え、新規就業者の確保も難しい状況にあります。

こうした状況から、林業研修施設を整備し、地域の関係者と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年雇用化の促進、就業改善など、林業就業者の安定確保に向けた取り組みを進めます。

3 木材利用の促進

町内及び道内産人工林材(地域材)の付加価値向上を図るため、公共施設や民間施設の木造化・木質化による利用促進を図るとともに、林地未利用材の効率的な集荷を進めます。